

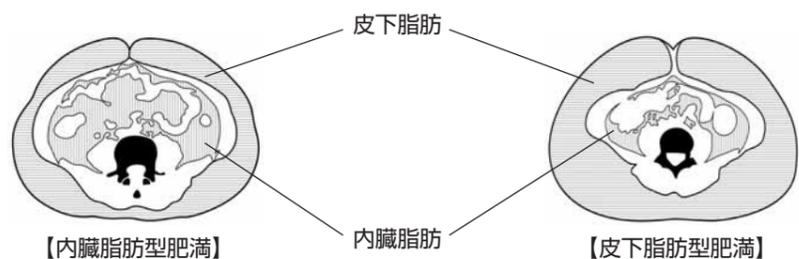


次回は特定保健指導についてお知らせします。

😊 メタボリックシンドロームってなに？

肥満症や高血圧症、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病は、それぞれが独立した別の病気ではなく、特に内臓に脂肪が蓄積した肥満(内臓脂肪型肥満)が原因であることがわかってきました。

このように、内臓脂肪型肥満によって、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態を「メタボリックシンドローム」といい、治療の対象として考えられるようになってきました。



😊 どんな検査項目があるの？

こんな検査項目があります

(診察)

身長・体重・BMI
腹囲・問診・血圧など

(脂質)

中性脂肪
HDLコレステロール
LDLコレステロールなど

(耐糖能)

血糖
ヘモグロビンA1c
尿糖

(肝機能)

GOT・GPT・γGTPなど

(その他)

尿検査など

医師の診断により、心電図、眼底検査、貧血検査など実施されることがあります。

😊 どうして特定健診を受けなくてはいけないの？

生活習慣病は完治が難しいため、いったん発症してしまうとその治療のために多くの医療費がかかります。それは結果として「保険税」を引き上げることにつながります。保険税はみんな

のものです。健診を受けて、生活習慣病の発症や重症化を防ぎ、大切な保険税を有効に使しましょう。

平成20年4月から国の医療制度改革により新しい健康診断・保健指導がスタートします！

問い合わせ先 健康づくり推進課(西合志庁舎) ☎242-1183

特定健診・特定保健指導 part 1

平成20年4月から健診と保健指導の内容が変わります。厚生労働省の調査によると、お腹の周りに脂肪のつく内臓脂肪型肥満に加え、脂質(コレステロール、中性脂肪など)異常、高血圧、高血糖の危険因子を複数あわせもつ、**メタボリックシンドローム**(内臓脂肪症候群)の状態または予備群の人は、40歳~74歳の**男性で2人に1人、女性で5人に1人**といわれています。重

なる危険因子の数が多ければ多いほど、**命にかかわる心臓病や脳卒中**を発症する危険が高まります。

そこで、**メタボリックシンドロームに着目した健診と保健指導**が実施されることになりました。

※特定健診・特定保健指導といいます。

合志市でも実施に向けた準備を進めています

今まで(平成20年3月まで)	➡	これから(平成20年4月から)
合志市	実施責任者	各個人の加入している医療保険 合志市国民健康保険 社会保険・共済保険 組合保険・船員保険など
学校や職場等で受診する機会がない人	対象者	各保険に加入している本人 および扶養している家族 ※40~74歳の人は義務化されます。
合志市が契約した健診機関	健診機関	各保険者が契約した健診機関
病気の早期発見・早期治療	目的	生活習慣病の有病者・予備群を減少させる メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣の改善を図る。

平成20年度から市で行なう健診は基本的に合志市国保加入者が対象となります。

合志市国保以外の保険加入者は、加入している保険(社保・健保組合等)が指定する健診機関で受診することになります。※人間ドックについても、各保険者が責務を負うこととなるため、合志市での合志市国保以外の保険加入者の助成制度はなくなります。がん検診は今まで通り受けられます。

